

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 神戸中央福祉会

特別養護老人ホーム塩屋さくら苑

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束等はご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。特別養護老人ホーム塩屋さくら苑（併設事業含む）では、ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束等に該当する具体的な行為の例

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束等を実施する場合もありますが、その場合もご利用者の態様や介護の見直し等により、拘束等の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束等の必要性を除くよう努めます。

①ご利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束等のリスクを除きます。

ご利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

施設長・施設課長等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

③身体的拘束等の適正化のためご利用者・ご家族と話し合います。

ご家族とご利用者本人にとってより居心地のよい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束等を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等の適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等の適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束廃止委員会の設置及び開催

身体拘束廃止委員会を設置し、本施設で身体的拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束等を実施していたご利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は三月に一度以上の頻度で開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

施設長・施設課長・介護主任(又は副主任)・看護主任・生活相談員・介護支援専門員・ユニットリーダー等

(3) 構成員の役割

- ・招集者：施設課長
- ・記録者：施設課長

(4) 担当者の選任

特別養護老人ホーム塩屋さくら苑の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者は、施設課長とします。なお、併設各事業における「身体的拘束等の適正化対応策を担当する者」は、各事業より選任された身体拘束廃止委員とします。

(5) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③身体的拘束等を行っているご利用者がいる場合、3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者的心身への弊害、拘束等をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

- ④身体的拘束等を開始する検討が必要なご利用者がいる場合、3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤今後やむを得ず身体的拘束等が必要であると判断した場合、今後、医師、ご家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会等)
- ⑧今回の議論のまとめ・共有

(6) 記録及び周知

委員会での検討内容の議事録を適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等の適正化のための研修

身体的拘束等の適正化のため、職員採用時のほか、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束等が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

ご利用者の態様を踏まえ、身体拘束廃止委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束等を実施することとしますが、拘束等の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

※夜間及び突発的・緊急的な対応が必要な場合は、施設長若しくは介護主任(又は副主任)に報告し、施設長若しくは介護主任(介護副主任)が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束等を実施することとします。但し、その場合、実施後速やかに書面により施設長に報告することとします。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束等が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束等の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束等の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束等の開始及び解除の予定

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合には、身体的拘束等の実施状況やご利用者の日々の様子(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束等の解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、ご利用者やご家族が、いつでも閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページ等へ掲載します。

附則

令和 3年 4月 1日より施行します。

令和 7年 4月 1日付、一部改正する。

身体的拘束等の適正化 対応フロー図

